

# 宇和島市教育委員会会議録

令和8年3月定例会

令和8年3月27日開催

宇和島市教育委員会

## 宇和島市教育委員会 令和8年3月定例会 会議録

1. 開会日時 令和8年3月27日（金） 午後3時45分
2. 場 所 宇和島市役所本庁 801会議室
3. 出席者 教育長） 山村 由美  
教育委員）中島 玲子、田村 裕子、佐竹 克哉、田中 広興
4. 欠席者 浅井 敬司
5. 出席職員 教育部長 森田 孝嗣、教育総務課長 木原 義文、  
学校教育課長 中山 総大、生涯学習課長 杉浦 光信、  
文化・スポーツ課長 笠松 美和、人権啓発課長 日出山 輝、  
学校給食センター所長 富永 俊則、伊達博物館長 橋本 宏司、  
教育総務課課長補佐 土居 弘、同課総務係長 島瀬 孫幸、  
同課総務係主任 三原 圭祐
6. 付議事件
  - 報告第2号 専決処分した事件の承認について  
(令和7年度教育費3月補正予算の要求について)
  - 報告第3号 専決処分した事件の承認について  
(令和8年度教育費当初予算の要求について)
  - 議案第7号 宇和島市立公民館施設に係る個別施設計画の策定について
  - 議案第8号 教育財産用途廃止について
  - 議案第9号 山本稔人材育成基金条例施行規則を廃止する規則
  - 議案第10号 宇和島市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則
  - 議案第11号 宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則等の一部を改正する規則
  - 議案第12号 宇和島市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則
  - 議案第13号 宇和島市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則
  - 議案第14号 宇和島市立公民館長の任命について
  - 議案第15号 宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について
7. 説明及び報告事項

- (1) 宇和島市学校教育活動支援員の設置及び配置に関する要綱の一部を改正する訓令
- (2) 宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱
- (3) 宇和島市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (4) 宇和島市放課後子ども教室推進事業実施要綱

## 8. 会議概要

### (1) 会議成立の報告

#### ○教育総務課長

教育長及び在任委員の過半数が出席されており、定足数を満たしておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは教育長、議事進行をよろしくお願いいたします。

### (2) 開会宣言・教育長報告（午後 3 時 45 分）

#### ◎教育長

皆様、こんにちは。それでは、ただいまから 3 月定例教育委員会会議を開会いたします。

早いもので、今年度最後の定例会議となりました。

教育委員の皆様におかれましては、今月は、3 日の喜佐方公民館や学生寮、ホリバタの見学に始まり、5 日の総合教育会議、9 日の岩松地区での津島地区小学校統合に関する説明会、17 日の中学校卒業式、22 日の三浦小学校、蔦淵小学校閉校記念式典や 24 日の小学校卒業式、そして、本日の令和 7 年度退職者辞令交付式及び愛媛県教職員報賞伝達式など、多くの行事にご出席いただきました。大変お忙しい 3 月となりましたが、どうもありがとうございました。

三浦小学校、蔦淵小学校の閉校記念式典には、保護者や歴任教職員、卒業生、地域の方などたくさんの方にご出席いただきました。歴史と伝統ある学校を閉校する寂しさを感じる一方で、主役の子どもたちが新しい生活に期待をいただいている様子も感じられました。これからも子どもたちをいろいろな形で支えていけたらと考えています。

同じく、宇和津幼稚園も 71 年の歴史に幕を閉じ、本年度をもって閉園となりました。私ごとにはなりますが、その歴史の中の 2 年半を、園長として関わることができ万感の思いがこみ上げています。

また、本日の退職者辞令交付式では、最も長い方で 39 年間の勤務を終えられた方など、31 名の先生方に辞令交付や感謝状贈呈を行いました。勤務された年数は違いますが、宇和島の子どもたち、愛媛の子どもたちの教育に力を注いでくださり、心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

さて、来年度の教育委員会の組織体制について一つご報告いたします。来年度よ

り、学校教育課に教育政策班を設け3名の職員が業務にあたります。現在、喫緊の課題となっている、不登校対策や部活動地域展開について対応をしていきます。特に、不登校対策については、総合教育会議でも協議しました、学びの多様化学校の開設に向けての検討・準備を進めてまいりたいと考えております。

教育長報告につきましては、資料2ページから3ページをご覧ください。報告にかえさせていただきます。

以上ですが、質問・意見等ございませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

(3) 付議事件

◎教育長

本日の議案ですが、議案第14号及び第15号は、人事案件であることから、非公開で審議したいと思います。賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員ですので、議案第14号及び第15号は、非公開で審議します。それでは、議事に入ります。

報告第2号について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

資料4ページをご覧ください。

報告第2号「専決処分した事件の承認について」です。

令和7年度教育費3月補正予算の要求について、専決第2号として専決処分いたしましたので、報告するものです。

まず、教育総務課所管分です。5ページをご覧ください。

歳入につきましては、決算見込額に対して、現計予算における過不足額を調整し、計上しております。

6ページをご覧ください。教育文化スポーツ振興基金繰入金145,625千円の減額は、普通交付税の追加交付や市税収入の増などによる歳入の増に伴い、基金を繰り入れする必要がなくなったため、減額補正し、繰入なしとしているものです。

歳出につきましては、項、教育総務費、目、事務局費、事務局教総務事業の使用料及び賃借料は、コピー使用料が、当初予算額より、支出確定額及び支出見込額の減少によるものとなっております。

続いて、目、教育指導費、人材育成基金事業の体験学習事業委託料は、山本稔人材育成基金を活用した体験学習事業を実施しようと計画しておりましたが、講師のスケジュールが確保できず、実施困難となったため、学校に必要な備品の購入に変

更したことによるもので、1,546千円を減額しようとするものです。

続いて、目、教育諸費、教育諸事業は、6,650千円を増額しようとするもので、こちらは、教育文化スポーツ振興基金積立金の運用利子増額分5,027千円と新伊達博物館整備事業寄附金のうち、次年度以降に活用する寄附金1,623千円を同基金に積み立てるものとなっております。

続いて、項、小学校費、目、学校管理費、小学校管理事業のうち、報償費は、休校の草刈りに要する経費で、支出確定額及び支出見込額の減少によるものです。

続いて、同事業のうち、委託料は、いずれも入札減によるものとなっております。

また、同事業のうち、工事請負費は、整備工事費として、吉田小学校の整地並びに体育館への通路整備にかかる工事等の入札減となっており、また、その下の解体撤去工事費につきましては、当初、鶴島小学校の体育倉庫解体を予定しておりましたが、修繕が可能であることが判明したため、工事が不要となったものです。

同事業のうち、備品購入費は、先ほどご説明しました山本稔人材育成基金の体験学習事業の取りやめに伴い、小学校の備品を購入するものとなっております。

7ページをご覧ください。

小学校統合準備事業の委託料につきましては、いずれも入札減によるものとなっております。

続いて、目、教育振興費、小学校教育活動事業の使用料及び賃借料は、コピー使用料の減額によるものです。

理科教育等設備整備事業の備品購入費は、入札減によるものとなっております。

続いて、項、中学校費、目、学校管理費、中学校管理事業及び統廃合中学校管理事業のうち、委託料は、いずれも入札減によるものとなっております。なお、解体撤去工事費109,000千円の減額については、旧宇和海中学校解体に係る工事費となっております。撤去にあたり、アスベストの含有調査をしておりましたが、調査の結果、アスベストの含有が想定よりも大幅に少なかったことから、解体撤去に要する工事費が大幅に減額になることによるものとなっております。

続いて、目、教育振興費、中学校教育活動事業の使用料及び賃借料は、コピー使用料の減額によるものです。

理科教育等設備整備事業の備品購入費は、入札減によるものとなっております。

続いて、目、寄宿舎費、中学校寄宿舎管理事業のうち、需用費は、はまゆう寮の公用車に要する燃料費ほか、電気料、上下水道料、まかない材料費、いずれも当初予算額より、支出確定額及び支出見込額の減少によるものとなっております。

委託料は、旧はまゆう寮の解体に伴う廃棄物処理につきまして、学校管理費からの支出に変更するため、減額するものとなっております。

教育総務課所管分の説明は以上です。

#### ○学校教育課長

続きまして、学校教育課所管分についてご説明します。

8 ページをご覧ください。

当課が今回編成いたしました補正予算は、歳入歳出ともに、その多くを不用額の整理による減額としております。主な理由といたしましては、年度末を控え、各事業の執行状況を精査し、決算見込額と現予算額との差額を整理したものです。

歳入につきましては、「教育支援体制整備事業費補助金」を1,624千円減額いたしました。本件は、スクールサポートスタッフの配置に係る補助金ですが、全国的に本事業を申請する自治体が多数に上ったことから、1自治体あたりの配分額が調整され、本市への交付決定額が当初の見込みを下回ったことによるものです。

続いて、歳出予算の主な項目についてご説明します。

まず、「教育指導事業」です。教師用指導書の購入費を決算見込みに合わせて減額したほか、「会議録作成委託料」として415千円、「第三者調査委員会業務委託料」として2,838千円を新たに計上いたしました。

これら2件の委託料につきましては、市内の学校で発生した事案に関する第三者調査委員会運営及び調査報告書作成の委託並びに会議録の作成委託に要する経費です。

次に、「外国青年招致事業」です。本事業では、研修旅費のほか、外国語指導助手（ALT）の任用期間満了に伴う帰国旅費を計上しておりますが、今年度は帰国対象者がいなかったため、執行見込みに基づき減額整理するものです。

続いて、9 ページをご覧ください。

「英会話指導支援事業」につきましては、日本人英会話指導助手1名分の人件費を減額します。昨年度までは3名体制でございましたが、1名の退職後、令和7年度を通じて欠員補充の応募がなかったことによるものです。

「部活動指導員配置促進事業」におきましては、休日の部活動指導に係る謝礼金を1,900千円減額しております。当初は10名程度の指導員確保を想定し2,500千円を計上しておりましたが、現在までの実績が4名にとどまっており、地域人材の参画が当初の想定を下回ったことから、実態に合わせて減額するものです。

最後に、「ICT教育推進事業」です。今年度実施いたしました小中学校のGIGAスクール端末の一斉更新において、入札差金減が生じたことにより、40,000千円を減額するものです。

学校教育課所管分の説明は以上です。

#### ○生涯学習課長

続きまして、生涯学習課所管分についてご説明します。

10 ページをご覧ください。

歳入の国庫及び県支出金の2,191千円の増額は、放課後児童クラブの運営費用に充てるものです。

歳出は、次のページも含め、全て不用額の減額です。金額の大きな減額のもので、中央公民館管理事業の工事請負費50,000千円、地区公民館管理事業の工事請負費

13,524千円、こちらは和霊公民館解体工事です。また、喜佐方公民館整備事業の工事請負費30,000千円の減額は、いずれも入札減少金です。

生涯学習課所管分の説明は以上です。

#### ○文化・スポーツ課長

続きまして、文化・スポーツ課所管分についてご説明します。

12ページをご覧ください。

歳入としましては、総額68,205千円を増額しております。県支出金・委託金につきましては、実績見込に応じた減額です。

寄附金120千円は、文化団体よりイベント収益を文化のために活用いただきたいご寄附いただいたものです。

諸収入、貸付金元金69,745千円は、地域総合整備資金貸付金元金収入です。こちらは令和5年5月に、「地域総合整備資金」（ふるさと融資）として市内事業者に償還期間19年8ヶ月として8千万円の貸付を行ったものですが、業績不振となり、返還猶予などの相談を受けたのですが、ふるさと融資の貸付条件として償還期限の延長など条件変更はできないものとなっていたため、一括返還していただいたものです。

歳出としては、総額15,071千円を減額しております。各事業の実績見込、工事費や備品購入の入札減による減額となっております。

文化・スポーツ課所管分の説明は以上です。

#### ○伊達博物館長

続きまして、伊達博物館所管分についてご説明します。

14、15ページをご覧ください。

歳入につきましては、決算見込みに基づき、博物館の入館料などを調整したほか、寄付金は、今年度5月から募集を開始いたしました新伊達博物館整備事業に係る寄付金で、決算見込み額3,350千円を計上したものです。

歳出につきましては、決算見込みに基づき、現博物館の管理・運営及び新博物館に係る経費を減額したものです。

伊達博物館所管分の説明は以上です。

#### ○人権啓発課長

続きまして、人権啓発課所管の予算についてご説明します。

16ページをご覧ください。

歳入の県支出金、県補助金の隣保館運営費補助金については、1,193千円の減額としております。これは隣保館職員1名の病休による減額となっております。県支出金、委託金については、地方改善等高等学校等奨学金事務交付金61千円の減額としております。これにつきましては事務件数の減による減額となっております。

歳出については、決算見込みに基づき不要額を調整したものです。

人権啓発課所管分の説明は以上です。

○学校給食センター所長

続きまして、学校給食センター所管分についてご説明します。

17 ページをご覧ください。

学校給食センターでは、自校式学校給食管理費につきまして、食材高騰による賄材料費の不足見込額を増額するものです。

学校給食センター所管分の説明は以上です。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎教育長

その他、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「報告どおり承認」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「報告どおり承認」します。

次に、報告第3号について、事務局説明をお願いします。

○教育総務課長

18 ページをご覧ください。

報告第3号「専決処分した事件の承認について」です。

令和8年度教育費当初予算の要求について、専決第3号として専決処分いたしましたので、報告するものです。

19 ページをご覧ください。

令和8年度教育費当初予算の概要として、左側上の円グラフは、一般会計予算全体のうち教育費が占める割合を示しています。

全体480億6400万円のうち、教育費は、赤い囲みのところ、54億8861万5千円で、全体の11.42%を占めています。右側の表は、教育費の内訳となっています。

1教育総務費から7人権啓発費まで、項別予算でまとめております。予算規模の大きい順では、中学校費約14.3億円、社会教育費約12.5億円、教育総務費約9.7億円の順となっており、左側下に円グラフで構成比を表示しております。なお、令和7年度末での宇和津幼稚園の閉園に伴い、令和8年度は幼稚園費を計上しておりません。

20 ページをご覧ください。今ほどの項別予算の前年度比較となっています。

下段の合計欄をご覧ください。予算全体では、令和8年度は、54億8861万5千

円となっております、前年度と比較して3億7096万7千円、7.25%の増額となっております。

以上が令和8年度当初予算の概要です。

21ページをご覧ください。

続いて、令和8年度の主要事業について、各課よりご説明します。

まず、教育総務課分ですが、3つの事業を挙げております。

1つ目は「中学校屋内運動場空調設備整備事業」です。吉田中学校を除く市内5中学校の屋内運動場へ空調設備を整備するもので、約300,000千円を計上しております。なお、吉田中学校は改築事業により対応することとしております。

2つ目は「高校魅力化支援事業」です。4月より開設する市学生寮にかかる経費等として約52,000千円を計上しております。

3つ目は「吉田中学校整備事業」です。令和8年度より吉田中学校の校舎・屋内運動場の整備工事が始まることに伴い、令和8年度分の支出として865,000千円を計上しております。

教育総務課所管分の説明は以上です。

#### ○学校教育課長

続きまして、学校教育課所管分についてご説明します。

最初は、「校内無線LAN環境整備および学校ネットワーク構築事業」です。

本事業は、児童生徒用端末の安定的な利用環境を整えるとともに、教員の利便性向上とセキュリティの強化を図るものです。

具体的な内容といたしましては、市内26の全小中学校に無線アクセスポイントを設置し、10GBのインターネット回線を2回線用意して負荷分散を行うことで、高速かつ安定した通信帯域を確保します。

併せて、本庁ネットワークから分離した教育委員会専用の通信ルート「宇和島スクールネット」を構築し、安全なネットワーク運用を実現してまいります。

事業費は116,549千円で、その内訳は環境構築の初期費用が114,278千円、初年度の通信料が2,271千円となっております。なお、財源には県の補助金約38,000千円を充当する予定です。

次は、「学校教育活動支援員配置事業」です。

本事業は、特別な配慮を要する児童生徒に対し、障がいなどの程度に応じた適切な支援体制を整えることで、安定的な教育環境の維持を図るものです。

来年度は、支援員の雇用条件改善や研修の充実を図り、人員の安定的な確保と支援の質の向上に重点を置いております。

具体的には、学校の授業時数に見合う、1日6～7時間の勤務シフトを基本とし、年間180日程度の勤務日数を確保することで、学級担任と連携した一貫性のある支援体制を構築してまいります。来年度の配置予定人数は77名、対象となる児童生徒数は343名を見込んでおります。

事業予算は、報酬や各種手当等を含め、全体で 183,633 千円を計上しております。  
学校教育課所管分の説明は以上です。

#### ○生涯学習課長

続きまして、生涯学習課所管分についてご説明します。

22 ページをご覧ください。

生涯学習課分の主要事業について、まず青少年交流センター事業（ホリバタ事業）は、中高生を中心とした若年層世代を対象とした、第3の居場所サードプレイスとしての「場づくり」と、将来に向けた多様な活動・進路を考える「きっかけづくり」を進めるもので、内容としましては、愛大プロジェクト、ライフキャリアデザイントークなどの事業、プログラムを展開して参ります。7,082 千円を計上しております。

次にうわじま土曜塾運営事業は、学力を上げたいと思っている、小学4～6年生と中学生を対象に、毎週土曜日、学習習慣の確立や基礎学力の向上を図るもので、来年度は和霊教室に中学生の部を増設します。19,478 千円を計上しています。

生涯学習課所管分の説明は以上です。

#### ○文化・スポーツ課長

続きまして、文化・スポーツ課所管分についてご説明します。

史跡宇和島城保存整備事業につきましては、令和5年度策定した「史跡宇和島城整備基本計画」に基づき、国庫補助を活用しながら整備をするものです。

支障木伐採については、例年より予算を増額して対応します。その他、城内サインの整備や石垣調査、登城道整備などを継続して行ってまいります。約1億円を計上しております。

総合体育館の冷却塔及び空調設備の更新につきましては、館内全体の空調運転に関係する冷却塔2基と事務所、作業室、会議室、幼児体育館、医務室等の空調設備を更新するものです。

平成10年4月のオープンからもうすぐ30年となり、経年劣化が進んでいるため、改修・更新を行うものです。

文化・スポーツ課所管分の説明は以上です。

#### ○人権啓発課長

続きまして、人権啓発課所管分についてご説明します。

主な事業としては、人権教育・啓発事業となります。全ての人の人権が尊重される宇和島市の実現のため、人権・同和教育、啓発の充実のための取組に10,506 千円を計上しております。

人権啓発課所管分の説明は以上です。

#### ○伊達博物館長

続きまして、伊達博物館課所管分についてご説明します。

23 ページをご覧ください。

まず、閉館記念特別展事業です。新博物館オープンを令和10年春に控え、その準備のため、来年度末をもって、現博物館は閉館することとなります。特別展では、開館以来、市内外の人々に親しまれてきた、重要文化財の秀吉像や政宗ゆかりの資料などに加え、市内小中学生等が投票で選んだ資料を展示するなど、宇和島が誇る文化財を再発見し、新博物館への機運醸成を図ろうとするものです。

次に、新博物館管理事業です。新博物館附属棟につきましては、公園トイレ、休憩スペースとして、ご利用いただいているところですが、博物館の本館は、来年1月頃に引き渡しを受ける予定となっております。この事業は、これら新博物館に係る光熱水費や施設管理、保守、警備費用などを計上したものです。

伊達博物館所管分の説明は以上です。

○学校給食センター所長

続きまして、学校給食センター所管分についてご説明します。

まず、学校給食費保護者負担無償化につきましては、国の無償化施策に基づく小学生に加えて、市独自で中学生に係る保護者負担まで無償化し、子育て支援策のさらなる充実を図るものです。

次に、学校給食食物アレルギー対応補助金については、学校給食費保護者負担無償化に伴い補助金額を見直すもので、無償化とした給食費相当額である、小学生310円、中学生350円に、それぞれ増額としております。

学校給食センター所管分の説明は以上です。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎佐竹委員

中学校屋内空調設備整備事業は5校同時進行で進めていくのでしょうか。また、三間中学校に関して、三間町国民体育館に空調は整備されないのでしょうか。

○教育総務課長

5校同時に発注できるかどうかの協議はこれからとなりますが、同時に施行できる受託業者がいるのかという点もありますので、2校、3校で分けるか、2校、2校、1校で分けたいと考えています。また、三間町国民体育館は三間中学校の体育館ではないので、三間中学校の体育館のみの整備となります。

○教育部長

三間町国民体育館は学校施設ではなく、国の補助を充てることができないため、整備対象とはしていません。

◎教育長

その他、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「報告どおり承認」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「報告どおり承認」します。

次に、議案第7号について、事務局説明をお願いします。

○生涯学習課長

24 ページをご覧ください。

議案第7号は、公民館の個別施設計画を策定するものですが、これは市全体の公共施設等総合管理計画に基づき、公民館の今後の維持管理、長寿命化をどのように進めていくか、について定める計画を策定するものとなります。

26 ページの目次をご覧ください。計画本文は7ページ程度のものです。計画の作りとしては、大項目1と2で、この計画の背景や目的、3で公民館施設の点検結果を踏まえた診断評価、そして、4では維持管理や長寿命化の基本的な方針、5では館ごとの時系列での実施計画を定めたものとなります。

28 ページをご覧ください。

計画期間は、令和8年度から15年度までの8年間となります。対象施設は、中央公民館を含む全公民館施設32施設です。

次ページ以降は、説明は省略しますが、点検・診断の方法等の説明をしております。そして31ページは各館の診断結果の一覧となります。右端のアルファベットが劣化状況の評価であり、Aは問題ない、B、Cと評価が下がって、最も劣化が進んだ状態がDとなります。やはり古い公民館ほど、劣化が進んでいる状態です。

33 ページをご覧ください。

ここでは各館の実施計画を定め、凡例にあるとおり改築、移転改修、長寿命化や部位修繕をどう進めていくかの目安を定めています。

そして、1点修正がございます。22番の奥南公民館の廃校舎への移転改修工事が令和8年度のみとなっておりますが、令和8～9年度の2ヵ年の誤りですので、修正させていただきます。

説明は以上です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎教育長

その他、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「原案どおり可決」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「原案どおり可決」します。

次に、議案第8号について、事務局説明をお願いします。

○教育総務課長

34 ページをご覧ください。

議案第8号「教育財産の用途廃止について」です。

宇和島市立三浦小学校及び蔦淵小学校の2校並びに宇和島市立宇和津幼稚園を、令和8年3月31日をもって廃止することにより、公立学校施設としての用途を廃止しようとするものです。

35 ページに三浦小学校、36 ページに蔦淵小学校、37 ページに宇和津幼稚園のそれぞれ概要を記載しております。

説明は以上です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎教育長

その他、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「原案どおり可決」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「原案どおり可決」します。

次に、議案第9号について、事務局説明をお願いします。

○教育総務課長

38 ページをご覧ください。

議案第9号「山本稔人材育成基金条例施行規則を廃止する規則」についてです。

1月の定例会でご説明いたしました「山本稔人材育成基金条例を廃止する条例」が3月25日に市議会において議決されたため、同規則も廃止しようとするものです。施行日は、令和8年4月1日です。

説明は以上です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎教育長

その他、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「原案どおり可決」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「原案どおり可決」します。

次に、議案第 10 号について、事務局説明をお願いします。

○学校教育課長

40 ページをご覧ください。

議案第 10 号「宇和島市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正」についてご説明します。

令和 7 年度末をもって宇和津幼稚園が閉園し、宇和島市立幼稚園が全て閉園となりましたことにより、規則の一部を改正しようとするものです。

宇和島市立学校には、これまで小学校、中学校及び幼稚園が含まれており、幼稚園に関する文言を削除する一部改正を行うものです。

説明は以上です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎教育長

その他、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「原案どおり可決」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「原案どおり可決」します。

次に、議案第 11 号について、事務局説明をお願いします。

○学校教育課長

43 ページをご覧ください。

議案第 11 号「宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明します。

令和 8 年度より宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例が一部改正されることに伴い、規則の一部を改正しようとするものです。

地方教育行政法第 47 条の 5 第 2 項のとおり、学校運営協議会委員は特別職の地方公務員と解されます。地域と共にある学校づくりを目指す際、学校運営協議会の委員には非常に重要な役割が求められます。地域と学校の未来を見据え、「子どもたちのために何ができるか」を真剣に考え続ける熱意と責任感をもって、主体的に関わっていただく委員の皆様方には、今回の条例改正に伴う規則の一部改正により、その職務の特殊性及び委員の専門性等を踏まえ、県内他市との均衡やその他の委員報酬とのバランスを考慮しつつ、適正な年間報酬額を支給することができることとなります。

また、宇和島市執行機関の附属機関設置条例の一部改正により、附属機関として新たに明記される「宇和島市教育支援委員会」、「宇和島市教科用図書選定調査委員会」につきましても、同様に、この「宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正に伴い、報酬を支給することとなりますので、それぞれの規則に報酬に関する条項を追加する一部改正を行うものです。

説明は以上です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎中島委員

宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例では年額 3 万円以内で規定されていたと思いますが、宇和島市教育支援委員会と宇和島市教科用図書選定調査委員会の委員も正式に具体的な金額を決められているのでしょうか。また、全委員が支給対象なのでしょうか。

○学校教育課長

学校運営審議会委員は、1 万 5 千円としております。宇和島市教育支援委員会は医師が 1 万円、その他委員は 7,600 円、宇和島市教科用図書選定調査委員会は 7,600 円としています。教員や公民館職員は職務として出席いただくため、支給はしません。

◎中島委員

教員などの公務員も自分の時間を割いて参加されている点では、他の委員と差はないように思いますが、そのような解釈ではないということでしょうか。

○学校教育課長

会議の出席に対する報酬ではなく、学校運営協議会委員については会議以外にも

色んな場面でご協力いただくので、それら全てを含めた報酬となっています。公務員は給与の重複支給禁止に抵触するため、支給対象としておりません。

◎教育長

その他、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「原案どおり可決」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「原案どおり可決」します。

次に、議案第 12 号について、事務局説明をお願いします。

○学校教育課長

46 ページをご覧ください。

議案第 12 号「宇和島市外国語指導助手就業規則の一部改正」についてご説明します。

提案理由であります。これまで、人事院勧告及び人事院規則の改正等に準じて、その都度「宇和島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に定める会計年度任用職員の特別休暇等の見直しが行われた際、これに準じて「宇和島市外国語指導助手就業規則」に定める特別休暇等、同様の事項について、あわせて規則の一部改正を行ってまいりました。

「宇和島市外国語指導助手就業規則」のうち、「宇和島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」に共通する事項を、これに準ずることとして、再掲部分を削除し、「宇和島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の改正に伴って即時に改正内容が反映できるよう、規則の一部を改正しようとするものです。

今後は、JETプログラムの運用による報酬額の引き上げ等、外国語指導助手の就業規則に関して独自に改正が必要となる場合にのみ、見直しを行うことといたしたいと考えます。

説明は以上です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「原案どおり可決」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「原案どおり可決」します。

次に、議案第 13 号について、事務局説明をお願いします。

○学校給食センター所長

62 ページをご覧ください。

宇和島市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明します。

学校給食費の額の見直しに伴い、規則の一部を改正しようとするものです。

第 5 条にて学校給食費負担者の納付額について、1 食当たり 100 円を軽減することを廃止し、生活保護法に規定する学校給食に対する教育扶助を受けている保護者及び市外に住所を有する生徒の保護者以外は免除とすることとしております。

64 ページ、別表第 1 にて、調理場ごとに設定されていた 1 人 1 食当たりの額を統一し、小学校 310 円、中学校 350 円にそれぞれ改正しようとするものです。

施行日は令和 8 年 4 月 1 日です。

説明は以上です。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

それでは、採決に移ります。

「原案どおり可決」に賛成いただける方は、挙手をお願いいたします。

◎全委員

－挙手－

◎教育長

挙手全員のため、本件は「原案どおり可決」します。

◎教育長

ここからは非公開議案を審議します。

議案第 14 号を上程する。

<議案第 14 号>

宇和島市立公民館長の任命について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館長の任命に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員（本件の関係者の委員1名を除く）

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

議案第15号を上程する。

<議案第15号>

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱について

◎教育長

説明を求める。

○生涯学習課長

宇和島市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する原案を説明する。

◎教育長

原案について諮る。

◎全委員（本件の関係者の委員1名を除く）

原案可決の賛成に挙手する。

◎教育長

原案どおり可決する旨宣する。

それでは、非公開案件の審議が終了したので、会議を公開します。

#### (4) 説明及び報告事項

◎教育長

次に、「説明及び報告事項」に移ります。

説明及び報告事項「(1) 宇和島市学校教育活動支援員の設置及び配置に関する要綱の一部を改正する訓令」について、事務局、説明をお願いします。

○学校教育課長

93 ページをご覧ください。

「宇和島市学校教育活動支援員の設置及び配置に関する要綱の一部を改正する要綱」についてご説明します。

これまで学校ごと、職員ごとにバラバラであった支援員の勤務条件について、「一日の勤務時間を6時間または7時間、年間勤務日数を180日または160日」に整理し、子どもたちが学校で過ごす一日を通して教員と連携を図りながら効果的に支援を行うことができるようにいたしました。

また、これまで学校教育活動支援員は、「子どもの支援を主として行う」児童・生

徒支援主体型と、「スクールサポート業務を主として行う」スクールサポート主体型の、2つの勤務形態での任用を行ってまいりました。しかし、令和8年度からはスクールサポートスタッフについても配置人数、勤務時間とも拡大し、しっかりとしたサポート体制を構築しますので、学校教育活動支援員は「児童生徒の支援」に特化して、充実を図ってまいります。

支援員の休憩時間等についても、宇和島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところに統一し、処遇の改善を図ります。

併せて、令和8年度から市の勤務管理システムを活用することで、出退勤の管理や休暇申請等をデジタル化することにより、月々の実績報告書の作成及び提出の業務をなくし、教職員の負担軽減を図ります。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎中島委員

スクールサポート主体型が削除されていますが、その業務についての説明はどこか別に記載されるのでしょうか。

○学校教育課長

スクールサポート主体型という教育活動支援員はなくなり、完全なスクールサポートスタッフとして配置をします。

◎教育長

その他、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

説明及び報告事項「(2) 宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱」について、事務局、説明をお願いします。

○教育総務課長

98 ページをご覧ください。

「宇和島市就学援助費支給要綱の一部を改正する要綱」についてご説明します。105 ページまでが新旧対照表となっておりますが、改正内容としましては、支給額の根拠としている国の要保護児童生徒援助費補助金の予算単価が4月以降に決定するため、予算要求する11月時点で確定している前年の単価を採用しておりましたが、近年の物価高騰により、令和8年度は大幅な増が見込まれるため、支援が必要な方に適切な支援ができるよう、同じ年度の国補助の予算単価を採用するように変更するほか、宇和島南中等教育学校の前期課程の対象者がいなくなったことに係る文言削除など、実際の運用にあわせた文言調整を行っております。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

説明及び報告事項「(3) 宇和島市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部を改正する要綱」について、事務局、説明をお願いします。

○学校給食センター所長

106 ページをご覧ください。

「宇和島市学校給食食物アレルギー対応補助金交付要綱の一部を改正する要綱」についてご説明します。

愛媛県立宇和島南中等教育学校前期課程が廃止となるため、第2条の生徒の定義から、愛媛県立宇和島南中等教育学校前期課程の部分を削除し、107 ページ、第4条の補助金の額について、学校給食費の無償化及び額の見直しに伴い、学校給食への公費支援相当額である見直し後の学校給食費の額である、児童 310 円以内、生徒 350 円以内に改正しようとするものです。

施行日は令和8年4月1日です。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

説明及び報告事項「(4) 宇和島市放課後子ども教室推進事業実施要綱」について、事務局、説明をお願いします。

○生涯学習課長

110 ページをご覧ください。

「宇和島市放課後子ども教室推進事業実施要綱」についてご説明します。

市内小学生の預かりの場として運用しております「放課後子ども教室」の事業実施要綱を制定いたしましたので、ご報告するものです。

これまでも子ども教室事業は同様の事業実施要綱に基づき運営して参りましたが、この度、教育委員会訓令、いわゆる例規類として改めて制定したものです。

放課後や長期休業中の小学生の預かりの場としては、他に厚生労働省所管の「放課後児童クラブ」もございますが、こちらの「子ども教室」は文科省所管の補助事業となります。

要綱は全13条からなるもので、1条、2条では趣旨と市教委が実施主体であること、3条で対象児童が各小学校区の児童であること、4条の実施場所と日時については、別表にてご説明します。

5条で参加登録手続き、7条以降では利用者負担金の額とその減免手続きを定めております。9条でスタッフの配置について規定しております。その条文において

一点修正がございまして、地域学校協働活動推進員の後に「等」を入れるべきところが抜けておりました。正しくは地域学校協働活動推進員等となりますので、修正させていただきます。条文中の文言についても「地域学校協働活動推進員等」のうちの協働活動リーダー及びサポーターとしての配置となります。

10条では体験教室プログラムの謝礼額、11条以下では守秘義務、庶務等について規定しております。

施行日は令和8年4月1日です。

別表では、子ども教室の実施場所と日時を定めております。従前と変わりはございませんので、説明は省略します。

次のページでは、利用者負担金の減免について、これも従前のルールと変更はございません。

次ページから120ページまで、減免申請等手続き様式を定めております。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎教育長

その他、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

(5) その他

◎教育長

「その他」について事務局からお伝えしたい事項が2つあります。まず、「城山落石事故の和解」について、事務局、説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

121ページをご覧ください。

専決第4号「物損事故の和解について」ご報告します。

令和8年1月3日午前9時ごろ、城山斜面部より岩石が落下し、宇和島市丸之内4丁目1番13号に駐車していた車両の左側面部に岩石が接触し、損傷させるという事故が発生しました。

市の過失割合は10割であり、相手方に対し、車両修理及び車両借上に係る費用27万2,000円を賠償することで、当該事故について和解し、損害賠償の額を決定することについて、令和8年3月18日付けで専決処分したものです。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

－特に質問、意見等なし－

◎教育長

次に、「第 43 回全日本大学選抜相撲宇和島大会の開催」について、事務局、説明をお願いします。

○文化・スポーツ課長

122 ページをご覧ください。

「第 43 回全日本大学選抜相撲宇和島大会」についてお知らせします。

こちらは、毎年恒例の大会となっており、4 月 29 日、昭和の日に宇和島市立総合体育館で開催されます。全国から選抜された 12 チームが参加します。

チケットは文化・スポーツ課でも販売しております。3 階の一般席にはなりますが、中学生以下は無料で観戦できます。ぜひ、観戦にお越し下さい。

◎教育長

ただいまの件について、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

その他、質問・意見等はありませんか。

◎佐竹委員

先ほどの退職辞令交付式で残念ながら若い教員が辞められていました。教員の働き方改革が進められていることは存じていますが、これからも全ての教員が職を全うできるよう、また、教員という職業が子どもたちにとって憧れの職業となるようにサポートをお願いしたいです。

○学校教育課長

学校教育課としても教職員を全力でサポートしてまいります。

◎中島委員

愛媛県教育委員会がチーム担任制を試験的に導入するというので、南予から 2 校が選出するという記事を見ました。これには宇和島市の学校も選出されているのでしょうか。また、教育課程柔軟化サキドリ研究校についても愛媛県で小学校 3 校、中学校 4 校の 7 校が指定されるという記事を見ましたが、こちらも宇和島市の学校は指定されているのでしょうか。

○学校教育課長

チーム担任制については番城小学校が指定されています。教育課程柔軟化サキドリ研究校については、宇和島市内の学校は指定されていません。

◎教育長

その他、質問・意見等はありませんか。

◎全委員

ー特に質問、意見等なしー

◎教育長

ご意見等はないようですので、次回定例会の日程を調整します。

次回の定例会の日程ですが、4月24日（金）を予定しています。

(6) 閉会宣言（午後4時51分）

◎教育長

それでは以上もちまして、3月定例の教育委員会会議を閉会いたします。